

【東電“第三者検証”の検証？ 1：炉心溶融隠し】

<2016.6.26 完>

東電「福島第一原子力発電所事故に係る通報・報告に関する第三者検証委員会」（元仙台高裁長官・田中康久委員長外2名）は、2016.6.16に「検証結果報告書」を公表。

発端は新潟県・原子力発電所の安全管理に関する技術委員会が事故後のより早い段階で炉心溶融判断（公式には、1号機：5月15日、2・3号機：同23日）ができたのではないかと繰り返し指摘したことに対し、東電が「炉心溶融の定義がないため判断できなかつた」との回答を繰り返したあげく、今年2月24日になって、判断基準を定めた社内マニュアル（原子力災害対策マニュアル）の存在を認め、それに基づけば3号機：3月14日5時前頃、1号機：同日7時過ぎ頃、2号機：翌15日15時30分頃、判断可能だったことが明らかになったことから<2-3 頁>、東電の虚偽報告・隠ぺいの経緯等について調査がなされたものです。

報告書はいかにも司法関係者らしい“素人には難解な文書（悪文）”でしたが、2点ほど気になりましたので、本稿ではまず「炉心溶融隠し問題」を検討します。

皆様ご存知のように、2011.3.12午後2時頃の記者会見で「炉心溶融の可能性」を保安院中村審議官が口にし、その後更迭されたのが、この“タブー”の始まりです。「官邸側は、そのプレス発表について事前連絡を受けていなかったこと、それ以前から本件事故に関して官邸に届く情報が極めて乏しく、官房長官らが広報に苦慮している状況にあったこと等も相まって、保安院職員に対し、今後、保安院のプレス発表内容を官邸に事前連絡するように要請」<29 頁：下線筆者、以下同じ>したことが、この“タブー”と密接に関係することは確かだと思われまふ。その点は、「清水社長の社内指示については、社内事故調の平成24年6月20日付報告書に「清水社長は社内関係者に対し、『今後広報する時は、まず官邸にお伺いをたてて、官邸の許しが出るまでは、絶対に出してはいけない』と指示した。」との記述がある」との脚注14<28-29 頁>でも分かります。

そして、13日午後に官邸を訪れた清水社長が「東電本店に戻ってから、東電の部長に対し、今後、東電がプレス発表する際には、事前にプレス文案や公表資料等について官邸の了解を得るよう指示をしております、その事実からすれば、官邸側から、マスコミに公表する際には事前に官邸側の了承を得るようにとの要請を受けたものと推認される」<30 頁>としていますが、この推認は妥当です（官邸側も否定していません）。

問題はその後、中村審議官交替という“無言の圧力”の下、「東電社内においては…交替の理由が「炉心溶融」をマスコミに対して認めるかのような発言をしたことにあるものと受け止め、対外的には「炉心溶融」を肯定するような発言を避けるべき

だとの認識が徐々に広まった」<30 頁>こともあり、「清水社長が、同月 14 日 20 時 40 分頃からの記者会見に臨んでいた武藤副社長に対し、東電の広報担当社員を通じて、『炉心溶融』などと記載された手書きのメモを渡させ、「官邸からの指示により、これとこの言葉は使わないように」旨の内容の耳打ちをさせた経緯があり（その経緯は記者会見のテレビ映像でも確認され、その広報担当社員も、その指示を清水社長から直接受けたと説明している。）、この事実からすれば、清水社長が官邸側から、対外的に「炉心溶融」を認めることについては、慎重な対応をするようにとの要請を受けたと理解していたものと推認される」<31 頁>として、“**タブー**”の源が官邸側にあると結論付けていることです。

さらに報告は、14 日「18 時 12 分頃からの社内テレビ会議において、東電本店の緊急時対策本部の社員が「本店の記者会見において、今、質問が出ており、…14 日 8 時に CAMS により 160 Sv/h を検知したが、その数値は被覆管が溶ければあり得るのかという質問であり、燃料損傷に至っていればあり得るため、燃料損傷を認めるという形の回答をしたいと思う。」旨の発言をしたのに対し、清水社長が、「その件は、官邸とあれ（*31 頁脚注 19「保安院」）と、きちんと事前にしっかり、あれしといて。」「溶けるのあり得るの、ということになるでしょうね。」旨発言しており、この事実からしても、官邸側から、清水社長が、①マスコミに発表する際には、官邸側に報告し、事前の了承を得るようにとの要請及び②対外的に「炉心溶融」を認めることについては、慎重な対応をするようにとの要請を受けたものと受け止めていたことが推認される」<31 頁>と、官邸側からの要請があったとの推認を繰り返しています。

これらの文章からは、【官邸要請→社長指示（直接）→広報担当社員指示→武藤会見以降の隠ぺい】という第三者委の“**推認ストーリー**”が浮かび上がってきます（アレッ、13 日午後指示を受けた「東電の部長」はどうしたのでしょうか？）。

でも、文章を“素直”に読めば、清水発言の「その件は…」は①官邸の事前了承に対応することは理解できますが、「溶けるの…」は、果たして第三者委が推認するように②官邸からの炉心溶融隠しの要請を裏付ける発言・事実なののでしょうか。「溶けるのあり得るの？」という問いに対しては、①に従って官邸に炉心溶融が「あり得る」ことを事前説明して了承を受けた上で、その後記者に「あり得る」と回答すれば、それで何も問題は生じないのではないのでしょうか。上記 2 つの清水発言（事実）から、特に「溶けるのあり得る」ことを認めないよう＝慎重に対応するよう‘官邸側から要請【官邸要請→社長指示】’を「受けたと理解していた・受けたものと受け止めていた」と推認できる人は、第三者委以外にいないのでしょうか。

また、官邸側からの要請があったとすれば、最も考えられるのは、官邸に詰めていた保安院（平岡次長？や幹部）が、「中村審議官更迭」と同様の観点から、清水社長にも‘炉心溶融隠しの口裏合わせ要請’を行なった可能性です（さらに穿てみれば、炉心溶融を東電が認めれば、保安院の事故対応責任も（能力は無いのに）重大になる

ことを避けるため、積極的に溶融隠しをした可能性もあるのでは)。その点について報告は、「もっとも、保安院関係者から、東電の役員・社員に対して、「炉心溶融」の言葉を使わないようにとの直接の指示がなされたものと認めるに足る事実を確認することはできなかった」<30頁：司法関係者らしい、素人にはよく理解できない言い回し！>として“保安院の無実”を認定しています。でも、第三者委は、東電社内限定の調査しか行っていない＝保安院から事実確認はしていないはずですから、東電役員・社員の証言を“鵜呑み”にしかだだけと思われ、説得力に欠けます。「官邸＝民主党政権」からの指示については、当時の菅首相・枝野官房長官が明確に否定していますが<6.17+18+22朝日>、菅首相の命令口調に鑑みれば、「受けたと理解していた・受けたものと受け止めていた」というレベルでは済まないはずで、むしろ、保安院幹部による慎重対応の要請（ほのめかし：役人お得意？）を清水社長が付度＝「理解した・受け止めた」と推認する方が自然であり、それゆえに「官邸の誰から具体的にどのような指示ないし要請を受けたか」<31頁>について「記憶が薄れている」<31頁脚注18>こととも整合するのではないのでしょうか。

同様に気になったのは、清水社長からの直接指示を証言した広報担当社員の説明<28・31頁>についてで、社内の「炉心溶融」を避ける認識を共有していた同社員が“気を利かせて・社長の意を汲み取って＝独断で”武藤副社長へ隠ぺいメモ渡し・耳打ちを行なった可能性はないのでしょうか。普通に考えれば、会社組織・上下関係から、そのような可能性は少ないことは確かです。でも、報告をいくら読んでも、同社員が社長から「直接指示」を受けた際の具体的な状況は分かりません。報告では「清水社長が、記者会見中であるにもかかわらず、武藤副社長に対し、敢えてそのような念を押しおこざるを得なかった」<29頁>と“認定”していることからすれば、会見直前または会見中に社長が同社員に「直接指示」を出したものと思われませんが、どのタイミングで指示したのか（A：同社員が会見前に社長指示を受け、メモを作成し会見場で待機し、記者から溶融質問が出たのですぐに武藤氏に駆け寄った。B：武藤氏に質問がなされたので、社長が同社員に指示を出し、すぐに同社員がメモ書きを作成し、武藤氏に駆け寄った。）、どこで指示したのか（会見場内、通路・廊下等、別室・社長室等）、他にも社長指示を聞いた人はいるはずで、その人の証言は（社長が同社員にだけこっそり耳打ち？⇔会見場内とかならありえますが）など、同社員の説明を裏付ける具体的な調査結果は、報告のどこにも書かれていません（筆者の見逃し?）。このように具体的な裏付けが無い状態で、【社長指示（直接）⇒広報担当社員指示⇒武藤会見以降の隠ぺい】ストーリーが本当に解明されたのでしょうか。

本稿作成中の6.21、廣瀬現社長が隠ぺいを認める謝罪会見を行ないましたが、「官邸の誰が指示をしたのか」という点を曖昧にしたまま（再調査はしないと明言：6.22朝日）幕引きを図ろうとする姿勢は、福島原発事故の真相究明が不十分なまま柏崎刈羽原発の再稼働準備を進めている東電を象徴するものです。 <完>